

定 款

一般社団法人パラスポーツ推進ネットワーク

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人パラスポーツ推進ネットワークと称し、英文では、P a r a - S p o r t s D e v e l o p m e n t N e t w o r k o f J a p a n と表示する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、障がい者スポーツの普及発展および障がい者スポーツを取り巻く諸課題の解決の支援を通じて、誰もが相互に尊重し合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①障がい者スポーツの普及・発展に係る各種支援
- ②障がい者スポーツに係る各種データの収集・活用
- ③障がい者スポーツ関連団体および関連ステークホルダーとの各種連絡調整
- ④その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

(主たる事務所の所在地)

第 4 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員および会員

(法人の構成員)

第 6 条 当法人は、次の会員をもって構成する。

①第一種正会員および第二種正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人または団体

②賛助会員およびその他の会員（以下、「賛助会員等」という。）

当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

2 前項の会員のうち、第一種正会員および第二種正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「一般法人法」という。）上の社員とし、以下、本定款における「社員」は第一種正会員および第二種正会員を指すものとする。

3 各会員の会員種別、入会要件等の細則については、社員総会において定める会員

規程によるものとする。

(会員の入会および退会)

第 7 条 当法人の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- ① 会員本人から退会の申し出があったとき。
- ② 死亡し、失踪宣告を受け、または解散したとき。
- ③ 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
- ④ 会費の支払義務を履行しなかったとき（期限を定めて催告した場合に限る。）
- ⑤ 除名されたとき。
- ⑥ 総社員の同意があったとき。

(除 名)

第 8 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会 費)

第 9 条 当法人は、事業活動において生じる費用に充てるため、会員より会費を徴収するものとし、会費の金額、支払時期、支払方法および減免等に関する取扱いについては、社員総会の決議により定める会員規程によるものとする。ただし、会員規程中、入会基準となる年会費の額の変更をする場合は、総社員の同意を得るものとする。なお、賛助会員等については、会員規程の定めにより、金銭による会費に代えて役務または物品等を提供することを妨げない。

2 会員が退会した場合においても、既に支払われた会費については、一切返還しないものとする。

第 3 章 社員総会

(構 成)

第 10 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 11 条 社員総会は、一般法人法に規定する事項およびこの定款で定めた事項について決議する。

(招 集)

第 12 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、第一種正会員1名につき2個とし、第二種正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第18条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第19条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- ① 理事3名以上10名以内
- ② 監事1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名と、法人税法施行規則第2条の2第1項に基づく特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事長および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長および副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第26条 理事および監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(役員等の責任の一部免除または限定)

第27条 当法人は、理事（理事であった者を含む。）および監事（監事であった者を含む。）の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事または当法人の使用人でない者に限る。）および監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(特任理事)

第28条 当法人の運営を円滑に行うため、社員の推薦に基づく理事会の決議により、特任理事を若干名置くことができる。

2 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

3 前各項のほか、特任理事に関する事項は、理事会の決議によって定める「特任理事規程」によるものとする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- ①当法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③理事長、副理事長の選定および解職
- ④その他法令または定款に規定する職務

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事または監事が、理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(理事会議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業報告および決算)

第38条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
①事業報告
②事業報告の附属明細書
③貸借対照表
④損益計算書（正味財産増減計算書）
⑤貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類

については、承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局等

(事務局)

第43条 当法人に、事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第44条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第45条 基金は、当法人が解散するときまで返還しないものとする。

(基金の返還手続)

第46条 基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、清算人の決定に従ってする。

第10章 附 則

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

(経過措置)

第48条 第9条については、本定款変更の効力発生日である2024年10月23日時点の第二種正会員に対しては、変更前の定款規定を適用するものとする。

定款変更履歴

2018年11月22日制定

2019年5月17日改正

2020年3月26日改正

2022年1月10日改正

2024年10月23日改正

原本と相違ありません。

令和6年10月23日 代表理事 高橋 尚子